

東村山菖蒲まつり 出店者大募集！

今年度も東村山市の一大観光イベントである東村山菖蒲まつりを開催いたします。

菖蒲まつりは例年6万人以上が来場者するイベントとなっております。

つきましては、今年度も出店者を募集しますので、希望者は期日までにお申しください。

■開催日時 … 令和6年6月1日（土）～16日（日）
午前10時より午後4時まで（8日（土）、9日（日）は午後9時まで）

■開催場所 … 北山公園菖蒲苑（東村山市野口町4-50）

■募集日程及び出店料

- ① 6/1-2（土-日） ② 6/15-16（土-日） 各2日間 10,000円
- ③ 6/3-7（月-金） ④ 6/10-14（月-金） 各5日間 5,000円
- ⑤ 6/8-9（土-日） 2日間 15,000円

※6月8日（土）、9日（日）のみ花菖蒲のライトアップを行うため、営業時間が午後9時までとなります。午後4時で営業終了も可能ですが、午後9時までの出店にご協力をお願いいたします。

■募集小間 … 全日 25小間（希望者多数の場合は抽選となる場合がございます）
小間サイズ… 間口1.5間（270cm）×奥行1間（180cm）

■出店資格 …

1. 菖蒲まつりを通じて一緒に地域を盛り上げてくれる事業者であること。
2. 市内で事業を営む東村山市商工会の会員であること。
3. 自店で常時取り扱う物品販売・飲食販売であること。
4. 菖蒲まつり開催趣旨に基づく物品販売・飲食販売であること。
5. 出店日数が1年間に6日以上となる場合は、営業許可書（臨時）を取得していること。
6. 不当な行為の防止等に関する法律に規定される反社会的勢力及びその統制下でないこと。
7. その他、実行委員会が認めた者。

■申込み期日… 令和6年5月8日（水）17時（厳守）

■申込み方法… 商工会の窓口にて申し込み書類一式を配布いたしますので、書類をご記入の上申し込み期日までにお申し込みください。

■追加募集 … 今年度につきましては5月9日の時点で平日出店数が募集小間数を下回った場合、商工会会員以外の方も対象とした追加募集を行います。

■出店について

定数以上お込みがあった場合、出店可能日数の多い方を優先と致します。予めご了承下さい。原則、出店者の皆様には全日程の営業をお願いしておりますが、ご都合による希望日程のみの出店も可能とします。また、1事業所1小間までの出店が基本ですが、各日出店希望者が25小間に達しなかった場合は、同一事業所による複数出店を許可します。

■申込先 … 東村山市商工会（担当 市川・松本）
東村山市本町2-6-5 電話：042-394-0511

裏面に続く

出店希望者の留意事項

- 出店者会議 …… 令和6年5月10日（金）午後3時00分より
（抽選会） 会場 東村山市商工会館 2階大会議室
※出店料の徴収も行います。

出店者会議には必ずご出席ください（代理出席可）

やむを得ず出席できない場合は、必ずご連絡いただき、連絡なく当日ご欠席された方は出店辞退とみなします。

- 抽選方法 …… 出店場所の決定は出店日数の多い方から優先となります。
出店日数が並んだ場合は、抽選にて決定いたします。

その他留意点について

①取り扱い品目について

同時に取り扱える品目数は1品目です。（1品目とは、同一の器具及び工程で調理するもの）
開缶、開栓を行うのみの清涼飲料水及び酒類については、品目数に含めません。

②アルコール飲料の取り扱いについて

缶・瓶アルコール飲料の提供は、出店者様の責任のもと行って頂きますようお願いいたします。
※酒類をビンや缶に入った状態のまま販売する行為は、期限付酒類小売業免許を取得する必要があります。詳細は国税庁ホームページにてご確認ください。

③調理済み食品の販売について

食品表示法（QRコードよりホームページを参照ください）に従い
容器パッケージに原材料名や賞味期限を明記したシールを貼ってください。



④天災等による中止対応について

天災等の影響により、中止の判断に至った場合におきましては出店料のご返金をさせていただきますが、出店に際してご負担された費用の保証はいたしかねますので、予めご了承ください。

⑤出店者用の駐車場について

駐車場の用意はございませんので、あらかじめご準備の上ご対応ください。

⑥販売ルールについて

- ・販売営業は店舗の前のみとする（公園内を歩いての呼び込みは禁止）
- ・のぼり、看板の設置位置を遵守すること。
- ・火気を扱う場合は毎日必ず持ち帰ること。（ガスボンベ・炭等を置いて帰る事は出来ません）
- ・出店時及び接客時は極力マスク着用・食品を取り扱う際はビニール手袋を着用すること。
- ・体調がすぐれない方につきましては、出店を控えること。

⑦臨時出店に関して

1年間に6日以上出店される方で、現地で調理行為を行う場合は、「臨時営業許可」を必ず取得して下さい。申請には、10日間程度かかる場合がございます。

保健所の許可書を申込締め切り日までに取得できない場合は、事前に商工会までご連絡ください。

臨時営業許可の詳細については東京都多摩小平保健所までお問い合わせください。

（TEL:042-450-3111）

⑧出店許可の取り消しについて

要綱の記載事項及び実行委員会の指示に違反した場合は、出店許可を取り消す場合があります。